

建築士法第23条の6の規定による
設計等の業務に関する報告書

（第一面）

建築士法第23条の6の規定により、設計等の業務に関する報告書を提出します。
この報告書の記載事項は事実に相違ありません。

京都府知事 殿

令和 年 月 日

（ ） 建築士事務所（ ） 知事登録第 号

所在地

電話（ ） 番

建築士事務所の開設者
の氏名又は名称

印

〔記入注意〕 建築士事務所の開設者が法人である場合には、法人の代表者の氏名も併せて記載すること。

※この報告書の対象とした事業年度の始期及び終期
年 月 日から 年 月 日まで

※この報告書は、建築士法第23条の9の規定により一般の閲覧に供されます。

所属建築士名簿

氏名	一級建築士、 二級建築士又は木造建築士の別及び管理建築士である場合にあっては、その旨	登録番号	登録を受けた都道府県名(二級建築士又は木造建築士の場合)	建築士法第22条の2第1号から第3号まで定める講習のうち直近のものを受けた年月日	構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士である場合にあっては、その旨	構造設計一級建築士証又は設備設計一級建築士証の交付番号	建築士法第22条の2第4号及び第5号に定める講習のうちそれぞれ直近のものを受けた年月日
計				一級建築士	名		
				二級建築士	名		
				木造建築士	名		
				構造設計一級建築士	名		
				設備設計一級建築士	名		

(第五面)

管理建築士による意見の概要

〔記入注意〕

当該事業年度における直近のものから順次記入して下さい。

管理建築士の氏名	建築士事務所の開設者に対して述べられた意見の概要	当該意見が述べられた日